

決議案第1号

小椋正清市長に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

令和5年12月13日

東近江市議会議長
西澤由男様

提出者

東近江市議会議員 廣田耕康

賛同者

東近江市議会議員 山中一志

東近江市議会議員 中村和広

提案理由 小椋正清市長へ責任を問うため

小椋正清市長に対する問責決議

われわれ東近江市議会は9月定例会において「民間フリースクール等を利用する保護者への経済的支援に関する請願書」を全議員賛成で採択した。

請願内容は、市内の不登校児童・生徒が小学生100人、中学生170人を数え、急激に増加している。市は3箇所の児童生徒成長支援室を設置して学びの場、居場所づくりに取り組んでいるが、エネルギー回復に向けた居場所の選択肢に入れることは難しい子供や家庭が多い。心身のエネルギーを蓄え、進級、進学、学校復帰、社会的自立のために市外のフリースクール等へ通う子どもが多い。そのために経済的負担が大きく、利用を続けることが出来ない家庭もある。一人でも多くの子どもの居場所と学びの場の確保のために経済的支援を求めるものである。

しかるに小椋市長は10月17日、不登校対策について議論する滋賀県首長会議で「大半の善良な市民は本当にいやがる子どもを無理して学校という枠内に押し込んででも学校教育に基づく義務教育を受けさせようとしている」、「不登校の大半は親の責任」、「不登校は子どものわがまま」等と発言している。

このような見解は、請願を全会一致で採択した議会の総意とは異なるものである。また、不登校の子どもや保護者等を深く傷つける発言であり、全国から批判の声が寄せられている。

市長は11万2千人の市民の代表としての存在であり、議員同様に「高い倫理観が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、良心と責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めなければな

らない」（議会議員政治倫理条例）。

よって、本市議会は小椋市長に対し、猛省を促すとともに市長としての責任を強く問うものである。

令和5年12月 日

東近江市議会